

令和元年度倉吉市社会福祉法人指導監査実施方針

倉吉市社会福祉法人指導監査実施要綱第6条並びに鳥取県の関係要綱の規定に基づき、令和元年度に社会福祉法人に対して実施する指導監査の基本方針、指導監査の計画及び指導監査をすべき項目その他必要な事項について次のとおり定める。

1 指導監査の基本方針

社会福祉法人の指導監査については、社会福祉法をはじめとした関係法令及び厚生労働省通知等に基づき法人運営が適切に行なわれているか確認するとともに、不祥事の未然防止を図るため実施することを基本とする。

特に、改正社会福祉法に基づく運営体制が確保されていることの確認を主眼とし、重点的に確認を行うとともに、不適切な法人運営が見受けられるなど、継続的な指導を必要とする法人については、重点的に指導監査を実施する。

なお、指導監査の実施に当たっては、鳥取県及び倉吉市関係所管課が行う社会福祉施設監査等との連携を図り、効果的で実効性のある指導監査を実施することとする。

2 社会福祉法人指導監査における確認事項

社会福祉法人指導監査時におけるチェック及び指導事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下、「指導監査ガイドライン」という。）に基づくものとする。

3 指導監査実施計画

(1) 令和元年度は、以下の分類に該当する法人の实地監査を実施する。

- ①「倉吉市社会福祉法人一般監査区分分類要領」第3条に基づきA-1区分に分類された法人のうち、5年に1回の実施頻度を考慮し、今年度实地監査を行うこととされた法人
- ②分類要領第3条に基づきA-2区分に分類された法人のうち、4年に1回の実施頻度を考慮し、今年度实地監査を行うこととされた法人
- ③分類要領第9条に基づきB区分に分類された法人のうち、3年に1回の実施頻度を考慮し、今年度实地監査を行うこととされた法人
- ④分類要領第9条に基づきC区分に分類された法人
- ⑤分類要領第8条に基づき一般監査を実施することとされた法人
- ⑥法人の運営及び施設運営等において、特に指導が必要と認められる法人

(2) 社会福祉法人の一般監査は、概ね令和元年8月から令和2年2月の間に実施するものとする。日程は、対象法人と調整の上、決定する。

なお、法人の施設及び事業の監査を行う鳥取県所管課等と協働して日程調整を図るなど、可能な限り社会福祉施設監査等と同日に監査が実施できるよう努める。

4 指導監査実施体制

(1) 一般監査（実地）は、原則として職員2名以上で行う。

(2) 特別監査は、原則として一般監査（実地）及び社会福祉施設監査等において、不適正な会計処理等、法人運営に重大な問題を有する場合、あるいは、文書指摘等の改善が必要な事項において、これまで指導を行っているにもかかわらず、それに従わず改善が認められない場合等に、随時実施することとする。

また、特別監査は、所管課等の職員と連携を密にし、協働して情報共有を図りながら、それぞれの所管の監査で把握した問題点等の実態解明を図るものとする。

(3) 一般監査（実地）及び特別監査は、法人の資産規模、所管施設数、財務状況及びこれまでの監査結果を踏まえて総合的に勘案し実施するものとする。

(4) 一般監査（実地）及び特別監査においては、必要に応じて公認会計士等の専門知識を有する者の随行による指導監査を実施できるものとする。

5 指導監査実施方法

(1) 監査の実施に当たっては、重点化及び効率化の観点から、事前に提出された以下の資料及び指導監査ガイドラインに基づき平成30年度の法人の運営状況について確認を行う。

ただし、必要に応じて、平成29年度以前及び令和元年度の法人の決算及び運営状況について確認を行う。

①平成29年度以前の指導監査結果及びそれに対する是正改善報告（分類要領第9条に基づきC区分に分類された法人においては平成30年度分）

②令和元年度社会福祉法人指導監査調書（事前提出）

③社会福祉法第59条第1項の規定に基づき所轄庁に届け出ることが義務付けられている書類（6月末締切）等

(2) (1) ②に掲げる監査調書の内容については、別に定める。

(3) 事前提出資料及び当日準備する資料については、別紙1、別紙2のとおりとする。

6 指導監査における重点項目

(1) 1の基本方針のとおり、平成29年4月1日より施行された改正社会福祉法への対応状況を確認するため、特に以下の点について、重点指導監査項目とする。

- ①評議員の選任及び評議員会の開催状況
 - ②理事の選任及び理事会の開催状況
 - ③監事監査の実施状況
 - ④評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項
 - ⑤事業運営の透明性の確保のための情報公開の推進等
- (2) 所轄庁が監査で指摘した文書指摘事項に対する改善状況について、法人から提出された改善報告書のとおり、実際の法人運営において改善ができていないか監査において確認を行う。

なお、これまで所轄庁が監査で指摘した文書指摘事項等についての改善が確認できない場合は、詳細な調査により改善ができない理由等の原因を究明して改善の見込みを確認する。

7 監査後の指導及び監査結果の公表について

- (1) 指導監査当日において、（講評時の立会い等）可能な限り監事の同席を求める。
- (2) 指導監査を行った際の文書指摘事項については、監査結果通知書に明記するとともに、倉吉市社会福祉法人指導監査に係る情報公開要領に基づき、その結果を公開する。
- (3) 監査結果は、指導監査を実施してから期間をおかないで速やかに通知するよう努める。
- (4) 文書指摘事項について必要な措置が講じられない法人に対しては、個々の事案に応じ、以下の方法により厳正に対処し、指導の実効性を確保する。
 - ①社会福祉法に基づく改善勧告、改善命令、役員解職勧告及び業務停止命令等
 - ②県が所管する実施機関に対する新規入所措置の停止等の協力要請
 - ③民間施設給与等改善費の管理費加算分又は人件費加算分（場合によってはその両者）の減額・停止
 - ④運営費、委託費の弾力運用の停止
 - ⑤民間社会福祉施設運営費補助金及び民間社会福祉施設整備等補助金の交付対象からの除外